

# 佐賀市 子ども計画

令和8年度～令和11年度

子ども・若者の夢や希望がふくらみ、  
自分色の未来が輝くまち“さが”

令和8年3月  
佐賀市



## はじめに

私たちは今、社会のあり方や価値観が大きく変化し、未来の姿を見通すことが難しい時代を迎えています。人口減少や社会環境の変化、新しい技術の急速な発展など、子どもや若者を取り巻く状況も多様化しています。こうした中で、子どもたち一人ひとりが安心して成長し、心豊かに自分らしく生きていくことができる社会を築いていくことが、私たちに求められています。

佐賀市ではこれまでも、子どもの幸せを第一に考え、子育てや若者支援の取組を進めてきましたが、近年は、社会的孤立や貧困、ヤングケアラーなど、子どもや家庭を取り巻く課題がより複雑化しています。

「佐賀市子ども計画」は、子ども基本法の理念や国の子ども大綱を踏まえ、市の関連施策を一体的に推進する「市町村子ども計画」として策定するものです。

計画づくりにあたっては、アンケート調査やワークショップ「佐賀市子どもミーティング2025」などを通じ、子どもや若者の声を大切にしてきました。自分たちの幸せや居場所について真剣に考え、勇気を持って意見を伝えてくれた子どもたちの姿は、これからのまちづくりの大きな力になると感じています。

子どもは守られる存在であると同時に、社会の担い手であり、権利の主体です。その思いや願いに耳を傾けながら、成長段階に応じた切れ目のない支援を進めていきます。

私が何より大切にしたいのは、子どもたち一人ひとりの幸せです。

子どもや若者が、自分らしさを大切にしながら夢や希望を育み、さまざまな挑戦を重ねていけるよう、家庭や地域、学校、企業など多くの皆さまとともに、あたたかく支え合うまちを目指してまいります。

佐賀藩が新しい技術を取り入れながら時代を切り拓いてきたように、佐賀には挑戦を大切にする風土があります。その歩みを未来へとつなぎ、子どもたちが安心して一步を踏み出せる環境を整えていきたいと考えています。

この計画の策定にあたり、子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント、ワークショップ等にご参加いただいた多くの市民の皆さま、そして率直な声を届けてくれた子どもや若者の皆さんに、心より感謝申し上げます。

「佐賀市子ども計画」を着実に推進し、子どもや若者の未来が輝く佐賀市を、皆さまとともに築いてまいります。

令和8年3月

佐賀市長 坂井 英隆





# もくじ

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制と意見を聴く取組 .....	3
第2章 佐賀市のこどもや若者の声 .....	5
1 アンケート調査結果の概要 .....	5
2 こどもの生活アンケート・若者アンケート .....	7
3 こども・若者の意見聴取 .....	30
第3章 計画の基本的な方向性 .....	39
1 基本理念 .....	39
2 基本的な視点 .....	40
3 基本目標 .....	41
4 施策の体系 .....	42
第4章 施策の展開 .....	44
基本目標1 こどもを権利の主体として尊重する .....	44
施策1 こどもの権利の尊重 .....	44
基本目標2 ライフステージを通じた支援を行う .....	47
施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり .....	47
施策3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 .....	51
施策4 配慮を必要とするこどもや家庭への支援 .....	55
施策5 こどもや若者、子育てにやさしいまちづくり .....	59
施策6 子育て当事者への支援 .....	62
基本目標3 成長段階に応じた支援を充実する .....	67
施策7 誕生前から幼児期までの支援 .....	67
施策8 学童期・思春期の支援 .....	72
施策9 若者への支援 .....	75
第5章 計画の推進体制 .....	80
1 計画の推進体制 .....	80
2 計画の進捗管理 .....	81

資 料..... 82

1	計画策定の背景.....	82
2	こども計画に関わる「こども基本法」.....	85
3	統計データ等からみる状況.....	86
4	第3期 佐賀市子ども・子育て支援事業計画〔令和7年3月策定〕.....	102
5	計画の策定経過.....	118
6	佐賀市子ども・子育て会議委員.....	119
7	佐賀市こども計画事業一覧.....	120

《「こども」、「子ども」の表記について》

こども基本法(令和4年法律第77号)において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、全てのこどもに対し、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、こども家庭庁でも「こども」の使用を推奨していることから、この計画でも原則として「こども」と表記しています。

ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使っています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

佐賀市では、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう、地域社会全体で子育て支援の環境づくりをさらに進めていくために、「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こどもと子育て支援に関わる施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかし近年、全国的に社会的孤立、貧困、虐待、ヤングケアラー<sup>1</sup>、いじめ、障がい・医療的ケア等、こどもや若者、子育て家庭をめぐる課題はより複雑化・深刻化しており、これまで以上に、多面的かつ包括的なアプローチが求められています。

これらの課題に対応しこどもに関する施策を統合的に推進するため、国は、令和5年4月1日に「こども基本法」を施行しました。そして、同年12月に閣議決定された「こども大綱」<sup>2</sup>では、これまで別々に策定・推進されてきた「少子化社会対策基本法」や「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの大綱を統合し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に決めました。さらに、「こども基本法」では、市町村が「こども大綱」等を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることが規定されています。この「市町村こども計画」は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体で作成することができるとされています。

以上を踏まえ、「佐賀市こども計画」（以下「本計画」という。）は「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、市の全てのこどもと若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ、社会を実現していくことを目的に策定するものです。

こどもと若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、これまでも家庭・地域・企業等・学校等が一体となって推進してきた「子どもへのまなざし運動」における大切な考え方の1つ、「子どもの声に耳を傾け、子どもの権利を尊重する」姿勢を貫きながら、市における「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

なお、これまでのこどもを取り巻く社会情勢や国の取組は巻末資料に示します。

<sup>1</sup> ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、成長や発達に必要な（勉強や遊び等）時間を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかることによって、負担が重い状態になっていると認められるこどもや若者。

<sup>2</sup> こども大綱：「こども基本法」に基づき、政府の少子化対策、子供・若者支援、貧困対策を1つにまとめ、総合的かつ一体的に進めるための基本方針。令和5年12月に決定され、こどもの権利保障とウェルビーイング（幸せな状態）向上を目的とした「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、「こども大綱」や「佐賀県こども計画(こども施策に関する方針・こども施策実行計画からなる)」を勘案し、市における以下の計画・取組を一体的に策定するものです。

### 【既存の計画・取組】

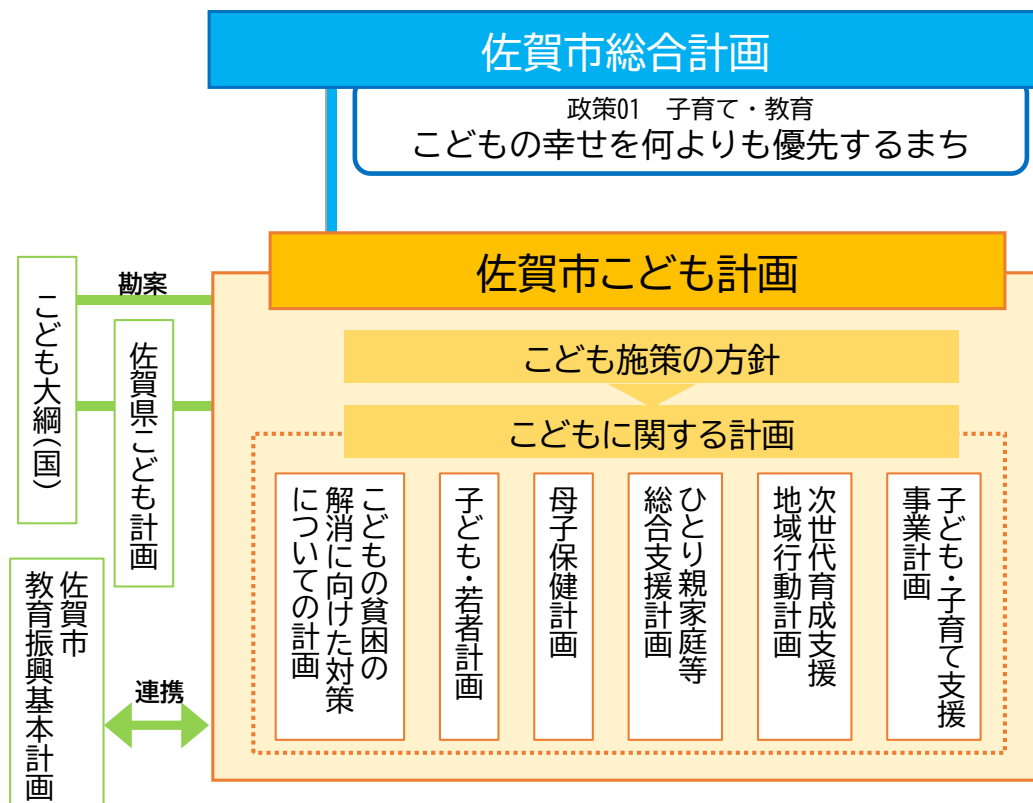
- ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援地域行動計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等総合支援計画」
- ・健康増進法に基づく「健康づくり計画」における母子保健の取組

### 【新たな計画】

- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」

市の最上位計画である「佐賀市総合計画」の政策01子育て・教育による「こどもの幸せを何よりも優先するまち」の方向性に沿ったものとし、「佐賀市教育振興基本計画」との連携を図ります。

### ▼本計画と他の計画等との関係

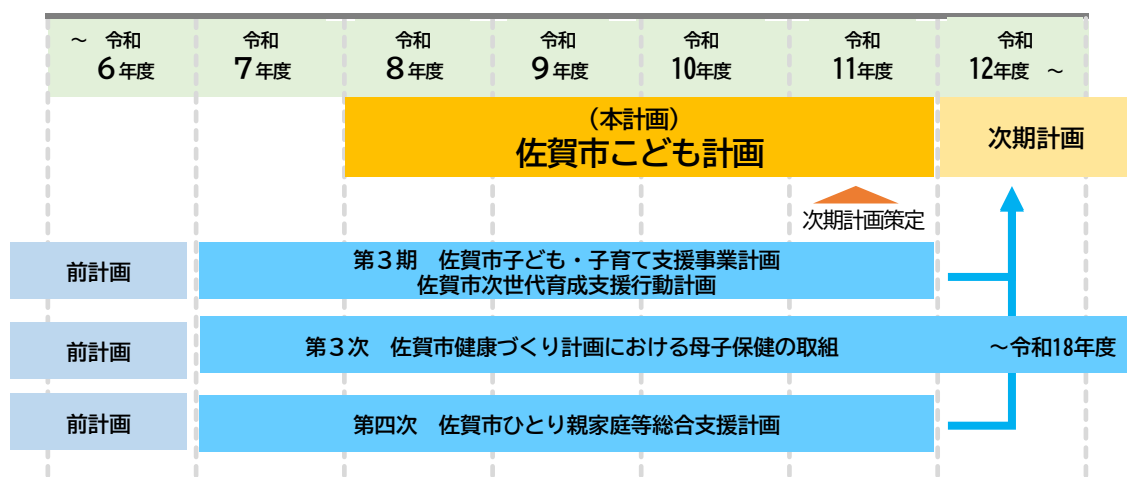


### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とします。

今回こども計画として一体的にまとめる既存の4計画(取組)については、令和12年度から1つの計画書としてまとめます。

#### ▼本計画の期間



### 4 計画の策定体制と意見を聴く取組

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「佐賀市子ども・子育て会議」<sup>3</sup>において、計画内容、施策推進に関する事項等について意見聴取しました。

また、小学5年生・中学2年生のこどもとその保護者、16歳～39歳を対象としたアンケート調査や、「佐賀市こどもミーティング2025」の開催、声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者のヒアリングなどにより、こどもや若者からの意見聴取の機会を設け、その内容を計画に反映するよう努めました。

また、計画素案の段階で市民から広く意見を募集するパブリックコメントを行い、その意見を踏まえて計画策定を行いました。

#### ○佐賀市子ども・子育て会議 ⇒P119

こどもの保護者やこども・子育て支援関係者、学識経験者などで構成された合議制の機関であり、計画内容等について意見聴取しました。

また、会議には、学校長(教育現場の意見)、大学・短期大学の学生(若者の意見)のオブザーバー参加を依頼しました。

<sup>3</sup> 子ども・子育て会議：子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する、市町村が設置する「審議会その他合議制の機関」。

## ○こどもの生活アンケート ⇒P7

市立小学校5年生の児童と保護者、市立中学校2年生の生徒と保護者を対象とするアンケートで、日頃の生活の状況や保護者と子どもとの関わり、子ども自身の意見などを把握し、家庭の経済状況による分析等を行いました。

## ○若者アンケート ⇒P7

市内在住の16歳～39歳を対象に、普段の生活や意識、恋愛・結婚観、子どもを持つことへの意識などを聞きました。

## ○佐賀市子どもミーティング2025 ⇒P30

市内の小学生、中学生、高校生に参加してもらい、ワークショップ形式で「こんな居場所があったらいいな！」「子どもにとっての幸せって何だろう？」のテーマで自由に意見を出し合ってもらいました。その結果は、後日市長報告会で子どもたちが市長に直接報告しました。

## ○声を届けにくい・聴かれにくい子どもや若者からの意見聴取 ⇒P34

さまざまな状況にあって声を届けにくい・聴かれにくい子どもや若者の意見を聴くため、支援団体や支援者を通じたヒアリングやWEBアンケートを実施しました。

## ○パブリックコメントの実施

市の公共施設とホームページにおいて計画案を公表し、市民の皆さまから広く意見を募集しました。いただいた意見は、計画への反映に努めました。

## ○その他の取組

計画の策定過程や子どもの権利を紹介するニュースレター「佐賀市子どもまんなかニュース」を4回発行し、掲載ホームページには自由に感想を投稿できる「感想箱」を設置しました。

「佐賀市子どもまんなかニュース」の第4号では、子ども版パブリックコメントにあたるものとして、予定されている計画案の内容を子どもに分かりやすく説明し、子どもの目線から感想や意見を自由に投稿してもらえるようにしました。